

『商標法・マドリッド協定議定書コンメンタール』 追録

平成 18 年意匠法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）による訂正

第 2 条（定義等）

1	この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。
一・二	（略）
2	前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。
3	この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
一	（略）
二	商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、 <u>輸出</u> し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
三～八	（略）
4	（略）
5	この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
6	（略）

◇小売サービスを役務に含める。

→顧客が来店してから立ち去るまでの間に、小売又は卸売の業務において総合的なサービス活動を提供しており、最終的に商品の販売により収益を上げている。ニュース国際分類も小売サービスを第 35 類の役務として含んでいる。

- ・具体的な小売サービス：デパート、コンビニエンスストア、家電量販店などの総合小売店、靴屋、本屋、八百屋などの専門店、通信販売事業者、インターネット販売事業者により供給される、顧客に対する便益の提供

◇輸出を商標の使用に追加する。

模倣品の輸出行為を水際で差止め等を行うことを可能とするため

第 7 条（団体商標）

1	民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された社団法人 <u>その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）</u> 若しくは事業協同組合 <u>その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）</u> 又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。
2・3	（略）

◇団体商標の主体を、広く社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）に認める。

→例えば、商工会議所、商工会、NPO 法人、中間法人が含まれる。公益法人制度改革により、社団法人は一般社団法人に移行予定である〔一般社団及び一般財団法人に関する法律：未施行〕

- ・社団：人の集合体であつて、団体としての組織を有し、その団体自身が社会上単一体としての存在を有するもの。

第 37 条、第 67 条（侵害とみなす行為）

37 条	次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。
一	（略）
二	指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、 <u>引渡し又は輸出</u> のために所持する行為
三～八	（略）
67 条	次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。
一	（略）
二	指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、 <u>引渡し又は輸出</u> のために所持する行為
三～七	（略）

◇商標の使用に「輸出」を加えることに伴い、「輸出目的の所持」を侵害とみなす。  
第 78 条, 第 78 条の 2 (侵害の罪) ~ 第 82 条 (両罰規定)

78 条 商標権又は専用使用権を侵害した者(第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、10 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

78 条の 2 第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

82 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 78 条、第 78 条の 2 又は前条第 1 項 3 億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により第 78 条、第 78 条の 2 又は前条第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

◇侵害罪の量刑を引き上げるとともに、法人重課の罰金額の上限を引き上げる。

・ 量刑の上限 (懲役・罰金)

78 条 (直接侵害) 10 年・1 千万円 (懲役、罰金の併科あり)

78 条の 2 (間接侵害) 5 年・500 万円 (懲役、罰金の併科あり)

・ 法人重課 (罰金) の上限

82 条 (直接・間接) 3 億円

・ 両罰の公訴時効 [78 条、78 条の 2 及び 81 条の 2 ①]

事業主に罰金刑を科す場合の公訴時効の期間を、従業者等の行為者に対する公訴時効の期間と同一にする

《条文の誤記訂正》

85 頁 第 30 条 (専用使用権)

1 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

2 ~ 4 (略)

105 頁 第 39 条 (特許法の準用)

特許法第 103 条 (過失の推定)、第 104 条の 2 から第 105 条の 6 まで (具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等) 及び第 106 条 (信用回復の措置) の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

< 参考文献 >

特許庁編『平成 18 年意匠法等の一部を改正する法律について』(特許庁 HP)